

福崎町第 2 次すこやかヘルスプラン策定支援業務
プロポーザル評価要領

1. 評価基準

(1) それぞれの審査委員が下記の評価の視点を基に、各評価項目を採点する。

その採点に基づき下記のとおり配点し、委員の総合計得点で最も高得点を得た者から順位をつけるものとする。

(2) 令和 7 年度業務の提案内容も含めた評価とする。

評価項目	評価の視点	配点
策定方針	・ 本業務の理解度は十分であるか ・ 自治体 D X や S D G s への対応等、昨今の社会情勢を反映したものであるか ・ 国や県の方針、他の自治体の先進事例等の情報収集に長けているか	20 点
企画内容	・ 本町の現状や課題等を整理できているか ・ 令和 7 年度の業務を見据えた具体的な提案であるか ・ 前例にとらわれないアイデアや企画力・技術力を有しているか	30 点
業務スケジュール	・ 無理のない現実的なスケジュールフローであるか	10 点
業務の推進・支援体制	・ 実績豊富なスタッフが配置され、サポート体制が万全であるか。	10 点
信頼性・地域性	・ 実績を通して業務の信頼性を有しているか ・ 地域性の理解度は十分であるか	10 点
提案業者の策定実績	・ 健康増進計画、食育推進計画等の策定実績が豊富で、本計画について十分理解しているか	10 点
見積金額	・ 令和 6 年度業務について、実施要領に記載された限度額内での見積金額であるか ・ 令和 7 年度業務について、適正な見積金額であるか	10 点
合 計		100 点

2. その他

(1) 有効な提案書を提出した参加者であって、総合点数の高い最優秀提案事業者を第 1 位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議を行い決定するものとする。

(2) 総合点数が同じ点数の場合は、見積金額が低い者から順次上位の順位を付ける。